

第5回 一関地区広域行政組合

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会

日時 平成30年12月17日（月）午前10時～正午

場所 いわて県民情報交流センターアイーナ会議室702

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 候補地の情報提供を求めることについて

(2) 第2次選定の条件等について

(3) その他

4 そ の 他

5 閉 会

一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会委員名簿

No.	役職	シ 氏 メイ 名	備考	専門分野等
1	委員長	ナカザワ ヒロシ 中澤 廣	工学博士 (岩手大学名誉教授)	廃棄物処理工学
2	副委員長	チバ ケイコ 千葉 啓子	医学博士 (岩手県立大学盛岡短期大学部名誉教授)	環境影響評価
3	委員	アズマ アツキ 東 淳樹	農学博士 (岩手大学農学部)	動物生態学
4	委員	オオカワラ マサフミ 大河原 正文	工学博士 (岩手大学理工学部)	地盤工学
5	委員	サッタ ナオヤ 颯田 尚哉	工学博士 (岩手大学農学部)	環境・放射能
6	委員	ヒラツカ アキラ 平塚 明	理学博士 (岩手県立大学名誉教授)	植物生態学
7	委員	ヤマモト ヒロシ 山本 博	(元県南広域振興局副局長)	行政有識者

最終処分場候補地選定の手順と考え方

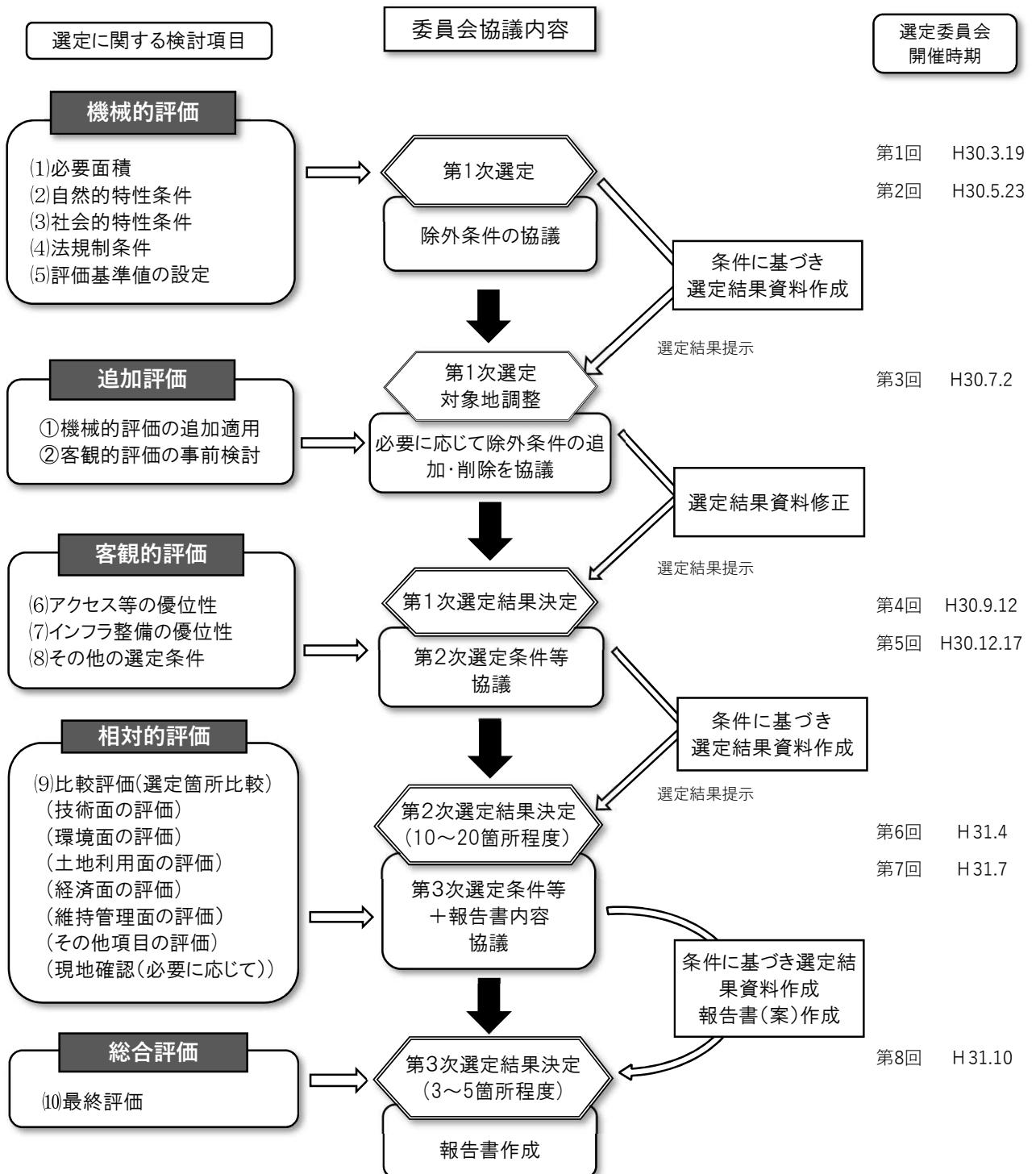
- 委員会による候補地選定の手順は下図による。
- 検討は、以下の考え方にに基づき、3段階で進める。

第1次選定：必要面積等から整備可能地域の条件を設定し、法的規制や災害の影響など、不適切と考えられる地域を除外し、残った範囲から条件に適合する地域を抽出する。

第2次選定：候補地を、アクセス性やインフラ整備の優位性、人口分布等の諸条件により、更に絞り込む。

第3次選定：技術、環境、経済面などを総合的に評価して、合理的な箇所を複数選定する。

候補地選定フロー



協議 1

エネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場整備に係る候補地の情報提供を求めることについて(案)

1 候補地の情報提供を求めることについて

(1) 情報提供を求める理由

これまで、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地選定委員会並びに一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会（以下「各委員会」という。）においては、第1次選定では除外条件を設定して機械的評価による候補地の絞り込みを行い、第2次選定では客観的評価により更に絞り込みを行うこととしている。

その内容は、随時、組合ホームページ、市町の広報により市民・町民等にお知らせしてきたところであり、これまで市民・町民等からは候補地に関する自発的な情報提供が寄せられている。

今後、第2次、第3次選定で候補地を絞り込む際には、「土地取得の容易性」という評価項目は候補地選定の重要要素として大きなウエイトを占めていくものと考えられるが、その「土地取得の容易性」とは、地域の理解や地元の協力体制などであり、情報提供を受けることにより初めて分かる内容である。

「土地取得の容易性」は、事業の実現性に大きく影響するものであり、また、現に各地から候補地の情報提供が寄せられている状況を踏まえたとき、その情報をより適切に候補地の選定評価に反映するには一定のルール化が必要になってくる。

(2) 寄せられた情報の取扱い

寄せられた情報を選定過程に効果的に反映するには、これまでの各委員会における専門的かつ客観的な観点に加えて、さらに「土地取得の容易性」を踏まえたうえで、事業の実現性を考慮した候補地の選定評価を行うことが必要になるものと考えられる。

また、候補地の選定にあたっては、同一条件下での評価が前提とならなければならないが、公正・公平性の観点からも、広く市民・町民等から寄せられた候補地の情報を各委員会に提供して選定評価の判断材料に加えることが望ましいと考えられる。

(3) 寄せられた情報を選定過程に反映する時期

寄せられた情報を選定過程に反映する時期については、現在、各委員会において段階的に候補地を絞り込む手順を進めており、各委員会が第3次選定で3～5箇所程度に絞り込みを行った中から、当該地域との協議等を経て広域行政組合が最終的に1箇所に決定することとしている。

「土地取得の容易性」については、候補地選定の重要な要素となることから早い段階において考慮することが望ましく、そのため寄せられた情報については、第2次選定で10～20箇所程度の候補地に絞り込む段階で選定評価に反映し、評価することが必要であると考えられる。

ついては、広く市民・町民等から候補地の情報提供を第2次選定に合わせて求めることが望ましいと考えられることから、その方法を以下に示すこととしたい。

2 情報提供に係る基本的な条件

各施設の候補地の情報提供にあたっての基本的な条件は、次のとおりとする。

(1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設

- ① 候補地選定委員会で確認した必要敷地面積等を満たす土地であること。[面積要件は約 5 ha (約 50,000 m²) を満たす土地。(余熱活用施設敷地約 1 ha を含む。)]
- ② 第 1 次選定の除外条件 (自然的特性条件 18 項目、社会的特性条件 6 項目) に該当しない土地であること。

* 詳細は別紙 1 のとおり

(2) 一般廃棄物最終処分場

- ① 候補地選定委員会で確認した必要敷地面積等を満たす土地であること。[面積要件は約 4 ha (約 40,000 m²) を満たす土地。]
- ② 第 1 次選定の除外条件 (自然的特性条件 18 項目、社会的特性条件 7 項目) に該当しない土地であること。

* 詳細は別紙 2 のとおり

※ それぞれの②の条件については、容易に情報提供ができるように情報提供者側に確認することを求めず、情報提供を受けた組合において確認することとする。

3 情報提供を求める期間

情報提供を求める期間は、始期を平成 30 年 12 月下旬からとし、終期は各委員会が第 2 次選定において候補地を 10~20 箇所程度に絞り込む予定の 4 月に間に合わせるため、当面は平成 31 年 2 月下旬までと設定する。

4 情報提供を求める方法

情報提供を求める方法は、次のとおりとする。

- ① プレスリリースによる周知 (平成 30 年 12 月)
- ② 組合ホームページによる周知 (平成 30 年 12 月~平成 31 年 2 月)
- ③ 一関市及び平泉町の広報紙による周知 (平成 31 年 2 月号に掲載)

5 情報提供の要件

情報提供者は、土地所有者等 (土地を所有する個人・法人または当該土地を管理している者。) または自治会等 (自治会、町内会、民区、地域協働体などの任意団体) とし、情報提供にあたっては文書によるものとする。(様式は別に示す。)

- ① 複数の土地所有者等から情報提供する場合は、連名によることとする。
- ② 自治会等から情報提供する場合、当該土地が複数の自治会等にまたがる場合は該当する全ての自治会等の代表者の連名によることとする。

なお、土地所有者等の同意が得られていることを条件とする。

6 情報提供の具体的項目

情報提供の具体的項目は、次のとおりとする。

- ① 情報提供者の住所・氏名・連絡先
- ② 整備候補地の所在地及び概算面積（範囲を特定できる情報）
- ③ 整備候補地として優れている点
- ④ その他
 - ア 周辺住民への説明の有無
 - イ 情報提供があったことを公表することの可否
 - ウ 地域振興策の提案がある場合にはその内容
 - エ その他特記事項

7 情報提供者の公表

情報提供者の氏名（役職）等は原則公表しないものとする。また、情報提供者本人への結果通知は、第2次選定の結果の公表をもってこれに代える。

8 情報提供があった候補地情報の取扱い

情報提供があった候補地情報については、全て各委員会に報告するとともに、「情報提供に係る基本的な条件（別紙1・別紙2）」に合致することを確認のうえ、第2次選定以降の選定条件・比較評価に基づき適正に評価する。

9 その他

寄せられた情報提供の中で、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設並びに一般廃棄物最終処分場が同一敷地内等で一体的に整備が可能となる情報提供である場合は、その取扱いについて各委員会において別途協議するものとする。

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約 5 ha (50,000 m ²) 内訳 エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等敷地 : 約 4 ha 余熱活用施設敷地 : 約 1 ha
その他	<p>※ 余熱活用施設の整備は、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備候補地 が決定した後に地域と協議のうえ検討されることから、候補地選定において は余熱活用施設の敷地面積を仮に 1 ha と設定して必要面積に加えて選定。</p> <p>※ エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の概要</p> <p>施設規模：焼却処理能力 105 t / 日（稼働開始年度に応じ適宜見直し） 敷地面積：約 4 ha（約 40,000 m²） 対象廃棄物：焼却対象一般廃棄物（粗大ごみを含む） 使用年数：40 年程度（使用開始後 20 年程度で基幹改良を想定） 整備内容：当初は、エネルギー回収棟、管理・啓発棟、計量棟、ストック ヤード、資材棟、車庫棟、駐車場、洗車場、災害時ストックヤードなど整備 予定。リサイクル棟は将来的な移転を考慮し敷地のみ確保する。</p>

② 第 1 次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18 項目）]

条 件	除外の方法
1. 自然公園地域	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径 100m として除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（6項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 文化財等	影響範囲を半径 100mとして除外
21. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
22. 重要文化的景観	条件が該当する全域を除外
23. 巨樹・巨木林	影響範囲を半径 100mとして除外
24. 景観地区・準景観地区	条件が該当する全域を除外

① 整備候補地の条件等

選定範囲	一関市、平泉町全域（一関市狐禅寺地区を除く）
必要面積	約4 ha (40,000 m ²)
埋立年数	25年間（15年間）
埋立容量	178,000 m ³ (107,962 m ³)
対象廃棄物	焼却残渣、不燃残渣

② 第1次選定（除外条件）

[自然的特性条件（18項目）]

条 件	除外の方法
1. 自然公園地域・県立自然公園	条件が該当する全域を除外
2. 自然環境保全地域・郷土環境保全地域	条件が該当する全域を除外
3. 環境緑地保全地域	条件が該当する全域を除外
4. 鳥獣保護区特別保護地区	条件が該当する全域を除外
5. 国有林	条件が該当する全域を除外
6. 保安林	条件が該当する全域を除外
7. 河川保全区域	条件が該当する全域を除外
8. 緑の回廊	条件が該当する全域を除外
9. 砂防指定地	条件が該当する全域を除外
10. 急傾斜地崩壊危険区域	条件が該当する全域を除外
11. 地すべり防止区域	条件が該当する全域を除外
12. 地すべり危険地区	条件が該当する全域を除外
13. 山腹崩壊危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
14. なだれ危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
15. 崩壊土砂流出危険地区	影響範囲を半径100mとして除外
16. 土石流危険溪流	条件が該当する全域を除外
17. 地すべり地形分布図	条件が該当する全域を除外
18. 浸水想定区域	条件が該当する全域を除外

[社会的特性条件（7項目）]

条 件	除外の方法
19. 都市計画区域	工業地域、準工業地域及び工業専用地域を除く用途指定区域を除外
20. 農業振興地域	農用地区域及び農業施設用地のみ除外
21. 史跡、名勝、天然記念物	影響範囲を半径100mとして除外
22. 埋蔵文化財包蔵地	条件が該当する全域を除外
23. 伝統的建造物群保存地区	条件が該当する全域を除外
24. 保存林	影響範囲を半径100mとして除外
25. 景観形成区域	条件が該当する全域を除外

協議 2

第2次選定の条件等について

「1. 絞り込み条件」に掲げる条件により絞り込みの後に、「2. 比較評価」による順位付けで絞り込みを行う。

1. 絞り込み条件

条 件	条件の考え方	絞り込み方法
学校、病院等からの距離	静寂が必要とされる、文教施設、厚生施設に近接しない候補地を選定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設(学校、幼稚園等)から300m以内でないこと。 ・厚生施設(病院、老人福祉施設等)から300m以内でないこと。
公共施設 (国・県の機関)	住民の利用頻度の多い施設に近接しない候補地を選定する。	住民等が日常的に利用する施設(庁舎、保健センター、市民センター、図書館、コミュニティセンター、社会体育施設、公園等)から300m以内でないこと。
公共施設 (市町村の機関)		
インフラ整備状況 (上水・下水)	施設整備後、維持管理を行っていかねばならないことから、インフラ設備の整備状況を考慮した候補地を選定する。	<p>道路線形に従って、電気、上水、下水が整備されるため、管内主要道に隣接した土地を選定することにより、インフラ整備に優位性を確保できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道、主要地方道沿線の近隣に位置し、施設を道路から1km程度の範囲と考え、施設奥行きを最大500mと想定することにより、道路両脇1.5kmの範囲内とする。 ・取付道路の想定路線が鉄道踏切、高規格道路、河川等と交差し、高度な技術を要すると想定できる場合は除外する。 ・取付道路の想定接続先となる既存道路において、大型車両の通行が困難な区間が存在する場合は除外する。 ・取付道路の想定路線が適切な幅員や高さを確保できない事象が存在する場合は除外する。 ・取付道路の新設・拡張が必要な距離が短い位置とする。
道路状況	運搬の容易性、工事の容易性から、整備された道路に近接した候補地を選定する。	
土地造成の容易性	造成費は事業に大きく影響することから、造成が容易と想定される候補地を選定する。	谷地を原則とするが、平地等を含めた柔軟な対応とする。
構造物等の有無	施設整備に影響する構造物の影響しない候補地を選定する。	国道、地方主要道、工場等の大規模構造物の影響のない場所とする。
人口分布	一般廃棄物の排出量は人口の分布と密接な関係があるため、人口分布を考慮した候補地を選定する。	現時点では新たに整備する中間処理施設の整備地が未定であるが、人口分布を考慮した場所での選定が行われる見込みである。 そのため、組合管内における人口重心を特定し、その地点から半径15kmの範囲とする。

2. 比較評価

(1) 評価対象候補地の分割

評価に当たっては 20ha 超の過大な面積のエリアを、道路及び地形により分割して評価を行う。

次の手順で候補地の面積が 20ha 程度になるまで分割を行う。

① 鉄道、高速道路、河川の線形で分割する。

(国道、主要地方道の線形では分割済み、すでに 20ha 以下のエリアは分割しない)

② ①の分割をしてもなお 20ha を超えるエリアを県道、市道、私道の線形で分割する。

(分割の対象とする県道、市道、私道は軽車道(道路幅3~1.5mの道路)以上の道路幅のものとする)

③ ②の分割をしてもなお 20ha を超えるエリアを地形(稜線等の候補地となりえない地形)で分割する。

(2) 評価の配点

10 の評価項目により、配点は最高点を 65 点、最低点を 21 点とし、基本要素と重要要素の配分を概ね 5:5 とする。

評価点：◎=5点、○=3点、△=1点

要素区分係数(重み付け)：重要要素=×2、基本要素=×1

(3) 評価項目

評価項目		評価内容	評価基準	評価	
基本要素(×1)	1	人口重心からの距離	運搬コストに影響するため、組合管内の人口重心からの距離に応じて評価する	人口重心からの距離が5km 以内	◎
			人口重心からの距離が5km を超え 10km 以内	○	
			人口重心からの距離が 10km を超える	△	
	2	近隣人口	稼働後の埋立造成等の騒音や振動等による住民生活への影響を考え、候補地の近隣人口数に応じて評価する ※近隣人口数は 250mメッシュの人口分布データから判断	近隣人口が 10 人以下	◎
				近隣人口が 11 人以上 30 人以下	○
				近隣人口が 31 人以上	△
	3	敷地面積	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから、面積に応じて評価する	対象面積が 10ha 以上	◎
				対象面積が5ha 以上 10ha 未満	○
				対象面積が5ha 未満	△
	4	隣接自治体からの距離	他行政の住民等との調整に影響するため、隣接する自治体の行政境からの距離に応じて評価する	行政境からの距離が1km以上	◎
				行政境からの距離が 500m以上1km未満	○
				行政境からの距離が 500m未満	△
	5	道路状況	運搬コスト、工事の容易性に影響するため、国道・主要地方道からの距離に応じて評価する	国道・主要地方道からの距離が1km 以内	◎
				国道・主要地方道からの距離が1km を超える	○
	6	取付道の有無	候補地までの道路整備コストに影響するため、国道・主要地方道から候補地までの取付道の状況に応じて評価する	取付道の幅員が3m以上	◎
				取付道の幅員が 1.5m以上3m未満	○
				取付道の幅員が 1.5m未満又は取付道がない	△
	7	土地の利用状況	土地造成及び取得の容易性に影響するため、候補地の土地の利用状況に応じて評価する	空地、未利用地、山林、農地等	◎
				住宅地、商業施設用地、工場用地等	○

評価項目		評価内容	評価基準	評価
重要要素(×2)	8	構造物 主要地方道や工場等の大規模構造物については除外しているが、その他の構造物の状況に応じて評価する	構造物を避けて4ha程度確保可能	◎
			構造物を避けて4ha程度確保できないが、構造物の移転が可能	○
			構造物を避けて4ha程度確保できず、構造物の移転が困難	△
	9	地形 施設整備の容易性に影響するため、土地の形状に応じて評価する	谷地で4ha程度を確保可能	◎
			谷地と平地を合わせて4ha程度を確保可能	○
			谷地と平地を合わせて4ha程度を確保できない	△
	10	土地取得の容易性 土地取得の容易性に影響するため、構成市町が所有する土地か否か、住民等からの情報提供の状況に応じて評価する ※情報提供は、基本条件を満たす情報のみを指し、基本条件を満たさない情報は評価の対象としない。	構成市町が所有する土地である又は住民等からの情報提供がある	◎
			構成市町が所有する土地でなく住民等からの情報提供がない	○